

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 1 号  
2 0 1 5 年 9 月 1 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「8月26日に行われた組合員に対する事情聴取」に関する申し入れ

8月26日、大阪仕業検査車両所大門副所長は勤務中の組合員に対して事情聴取を行った。この事情聴取の内容にはパワーハラスメントにあたる言動がある。また、事情聴取が行われた間、この組合員が業務から外れたために欠員が発生した。しかし、会社はこの組合員の代務者を付けなかったため要員に1名欠の事態が発生した。

この事態は会社の安全軽視の表れであり労働組合として到底看過出来ない。よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 8月26日に大門副所長が組合員に行った事情聴取はパワーハラスメントにあたる。本人に対して謝罪し、今後いっさいのパワーハラスメントを行わないこと。
2. 組合員が事情聴取を受けている間、当日担当していた業務に欠員が発生した。しかし、会社は、組合員が担当していた業務の代務者を指定せず欠員のまま業務を続けた。代務者を指定しなかったのは何故か。明らかにすること。
3. 代務者を指定せずに業務を続けた事態は、安全上、重大な問題である。会社の見解を明らかにすること。

以上